明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**八七）　一

〔告　示〕

○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する告示（**厚生労働**一八二）　三

○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（**同**一八三）　六

○厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示（**同**一八四）　七

○一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定する圧縮機を定める告示（**環境**五二）　三

○低振動型圧縮機の指定に関する規程（**同**五三）

〔官庁報告〕

国家試験

令和四年度ＩＴパスポート試験合格者（経済産業省）　一四

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　一六

特殊法人等
日本放送協会入札関係　四〇

地方公共団体
行旅死亡人関係　四四

会社その他
会社決算公告

省令

○厚生労働省令第八十七号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三十三条第三号及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十四条第一項の規定に基づき、労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年五月二十四日

厚生労働大臣　後藤　茂之